



年金不安に立ち向かう

消えた年金と言われる年金記録問題や、社会保険庁の組織体制など多くの問題を抱え、公的年金制度への信頼が揺らいでいます。現役世代にとっては年金受給者を養っているという感覚があり、急速に進む超高齢社会にあっては、将来の年金受給に不安を持ってしまうのは仕方がないことかも知れません。

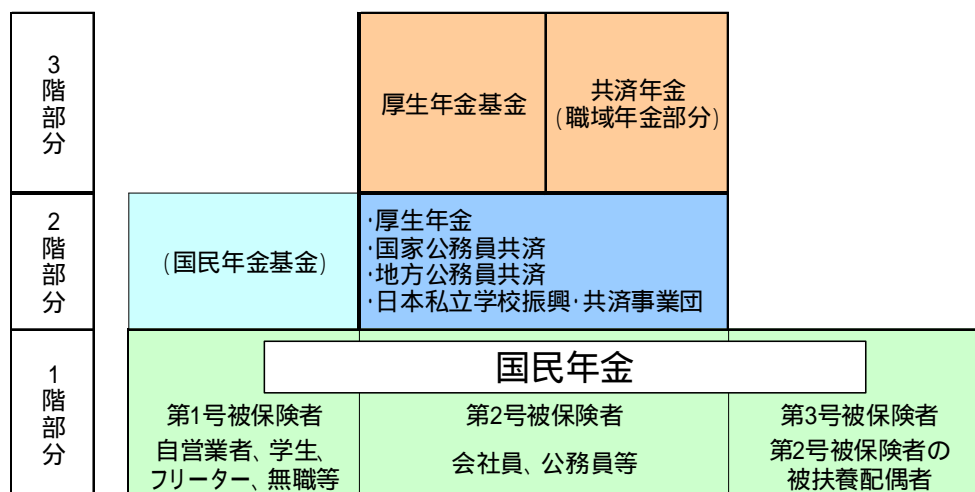
長期にわたり保険料を払っても老後の年金は微々たるもの、或いは年金はもらえないものと判断し、国民年金保険料を納めていない方も多く見られます。フリーターやニート、或いは派遣等の非正規社員の増加も影響していることでしょう。

日本は、さらなる超高齢社会に加え人口減少社会に突入しています。このような時代背景において、公的年金制度について理解を深め、年金に対する不安を少しでも解消したいものです。

今回は、最近の法改正や動向を中心に年金制度について確認することにします。

1. 公的年金の体系

公的年金は社会保障制度に基づき制度化され、国民皆保険、社会保険料方式、世代間扶養が特徴です。下図のように3階建ての家にとえられ、1階部分は、国内居住の20歳以上60歳未満の人が加入する国民年金、2階部分は、勤務先で加入する厚生年金等の被用者年金、さらに厚生年金基金などが3階部分に該当します。



2. 国民年金保険料納付

国民年金の第1号被保険者は、保険料納付義務があります。しかしながら納付率は低調で、平成19年度の納付率は、63.9%となっています。社会保障として安心できる制度を維持するためにも、社会保険庁は納付率を80%に引き上げることを目標にしています。そのため、保険料の納付方法や割引制度を充実させています。

現金や口座振替による納付に加えて、平成 20 年 3 月分保険料よりクレジットカードで納付できるようになりました。保険料の割引制度も、割引率の高い順に「口座振替による前納」、「現金払いによる前納」、「口座振替による早割」があります。低金利の状況下、クレジットカードでポイントを獲得したり、割引で保険料を節約したりして賢く納付したいものです。

3. 年金給付

年金給付といえば、老後の生活資金を支える「老齢年金」がメインですが、それだけではありません。死亡した際に遺族に支給される「遺族年金」や、病気や怪我などで障害が残った場合に支給される「障害年金」も、いざというとき頼りになる重要な年金です。よく「老後の年金はもらえなくていいから、国民年金保険料は払わない。自己責任だからかまわない。」といった声が聞かれますが、大きな間違いです。年金は老後のことだけではないことを認識する必要があります。生命保険や医療保険を検討する以前に、遺族年金や障害年金がどれくらい支給されるのか把握しておくことで、最適なライフプランニングが可能となります。

4. 国民年金保険料免除（猶予）制度

保険料が未納であると、受給資格期間を満たせず将来の老齢年金が受給できないだけではありません。前述の老齢以外の遺族年金や障害年金が受けられない恐れもありますので注意が必要です。

経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、保険料の納付が免除（猶予）される制度があり、「法定免除」、「申請免除」、「学生納付特例制度」、「若年者納付猶予制度」の 4 種類があります。

保険料の免除や猶予は、単に保険料を納付していない（滞納している）状態と比較して、受給資格期間の算入や年金額への反映、遺族年金や障害年金の受給、10 年間遡及しての保険料追納など、メリットは計り知れません。従いまして、経済的事情等により保険料を支払えない状況であれば、ただ滞納するのではなく免除や猶予の申請をしておく必要があります。

保険料免除・猶予期間と滞納との比較

	全額免除	学生・若年者特例	1/4納付	1/2納付	3/4納付	未納
老齢基礎年金の受給資格期間への算入						×
老齢基礎年金の年金額への反映	1/3	1	1/2	2/3	5/6	×
遺族基礎年金の受給可否						2
障害基礎年金の受給可否						2
保険料の追納(10年以内)						3

- 1 追納しなければ反映されない。
- 2 原則支給されないが、保険料納付済期間が 2/3 以上ある場合などは支給される。
- 3 2 年を経過すると時効により納付できない。

5. 社会保障協定

会社員が海外転勤する場合など、日本での厚生年金に加えて、赴任先の国における年金制度にも加入する必要があります。（二重加入）そのため、保険料も二重払いとなってしまいます。また、赴任先で保険料を支払っても、加入期間が短いことにより年金を受給することができない問題が発生します。（保険料掛け捨て）

このような問題を改善するため、諸外国との間で「社会保障協定」を締結しています。協定が発効している相手国に赴任の場合は、原則として相手国の年金制度のみに加入します。ただし、赴任期間が 5 年以内の場合は、日

本の年金制度のみに加入します。なお、協定相手国により内容は異なりますので注意してください。
2009年1月にオーストラリアを加えて、全部で8カ国との協定が発効しています。

各国との協定締結状況（2009年1月現在）

発効済	ドイツ イギリス 韓国 アメリカ ベルギー フランス カナダ オーストラリア
署名済(準備中)	オランダ チェコ スペイン
交渉中	イタリア
交渉準備中	アイルランド ハンガリー スイス スウェーデン

<著者プロフィール>

川面 康 氏

プラスコンサルティングサービス株式会社 代表取締役
人事労務コンサルタント

社会保険労務士（埼玉県社会保険労務士会所属）

立教大学法学部卒業、みずほ銀行、アクタスマネジメントサービスを経て現職。

社会保険、労働保険のご相談はもちろんのこと、人事評価制度や給与・退職金制度の構築を通じて、企業をポジティブに活性化させるための実践的なコンサルティングを提供しています。また、銀行での豊富な勤務経験により、金融商品や融資のアドバイスから銀行との上手な付き合い方まで、幅広いサポートを行っています。

今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士 FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士 FP 実務研究会事務局【㈱日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。 TEL 03-3340-4488